

川内村における特定避難勧奨地点の設定について

平成23年8月3日
原子力災害現地対策本部

平成23年6月16日付け「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について」（原子力災害対策本部）に基づき、原子力災害現地対策本部、福島県及び川内村による協議を踏まえ、原子力災害現地対策本部は、下記の地区の住居に対し「特定避難勧奨地点」を設定し、本日、川内村に通知いたしました。

今後、川内村は対象となった住居の世帯に対し、個別に通知します。

また、原子力災害対策本部は、特定避難勧奨地点に設定された住居に対して、避難等に関する支援を行うとともに、当該地区のモニタリングを継続的に行ってまいります。

記

川内村大字下川内字三ツ石・勝追の一部	1 地点（1 世帯）
合計	1 地点（1 世帯）

以上